

「美幌町自治基本条例(仮称)」中間報告会

アンケート調査報告書

平成22年12月

みんなで創る自治基本条例町民会議

アンケート調査報告書

1 基本情報

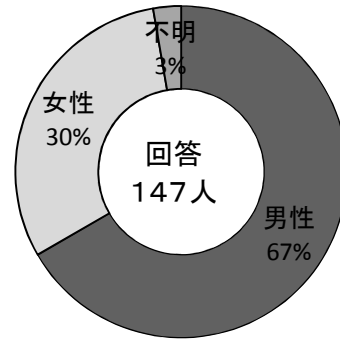
(1)説明会会場別アンケート調査回収状況(単位:人)

会場	マナビティー センター	コミュニティ センター	町民会館 (午後)	町民会館 (夜)	しゃきっとプ ラザ(22日)	しゃきっとプ ラザ(24日)	計
実施日	11月11日	11月15日	11月19日	11月19日	11月22日	11月24日	
男	5	5	12	8	33	35	98
女	1	5	9	6	16	8	45
不明	0	0	1	0	1	2	4
計	6	10	22	14	50	45	147

(2)男女別参加者

回答項目	人数	割合(%)
男性	98	66.7%
女性	45	30.6%
不明	4	2.7%
計	147	

中間報告アンケート総数

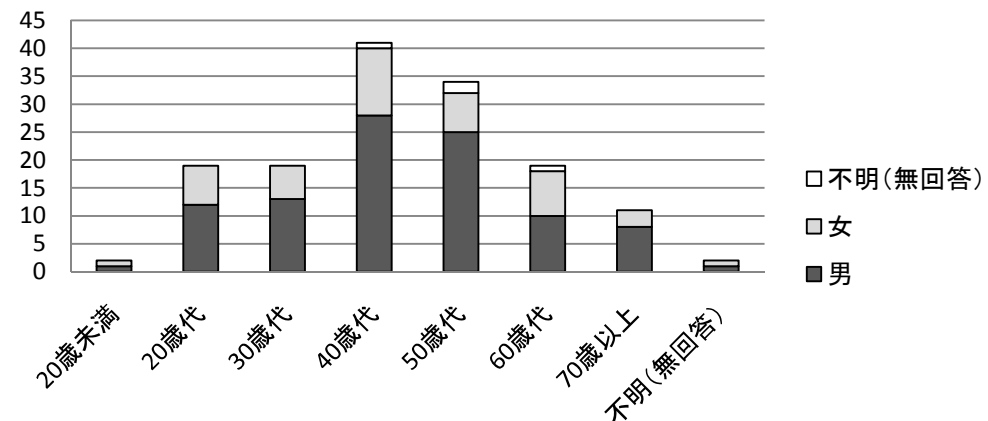


(3)男女別年齢別参加者(単位:人)

回答項目	男	女	不明(無回答)	計
20歳未満	1	1	0	2
20歳代	12	7	0	19
30歳代	13	6	0	19
40歳代	28	12	1	41
50歳代	25	7	2	34
60歳代	10	8	1	19
70歳以上	8	3	0	11
不明(無回答)	1	1	0	2
計	98	45	4	147

(人)

男女別年齢別参加者

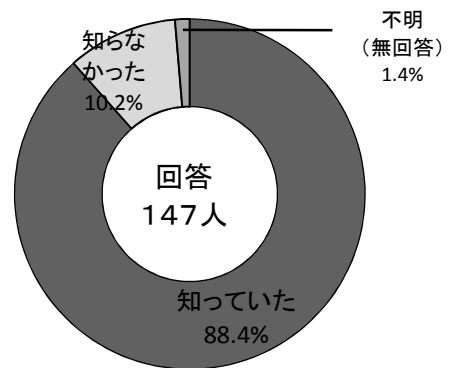


2 美幌町が「自治基本条例(仮称)の制定」に取り組んでいることを知っていましたか？

(1)認知度

回答項目	回答数(人)	割合(%)
知っていた	130	88.4%
知らなかった	15	10.2%
不明(無回答)	2	1.4%
合計	147	

自治基本条例制定の取り組みの認知度



(2)町民の認知度

回答項目	知っていた	知らなかった	不明(無回答)	計
20歳未満	0	0	0	0
20歳代	0	0	0	0
30歳代	2	0	0	2
40歳代	5	1	0	6
50歳代	7	0	0	7
60歳代	13	6	0	19
70歳以上	10	0	1	11
不明(無回答)	2	0	0	2
計	39	7	1	47
認知度	83.0%	14.9%	2.1%	

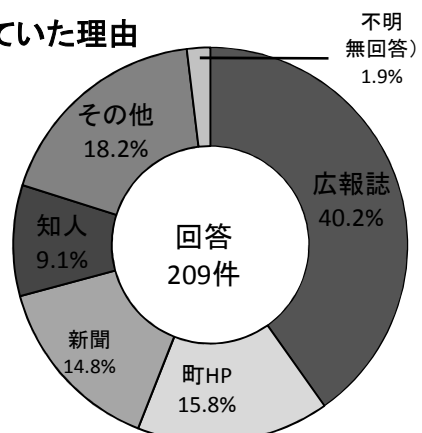
(3)職員の認知度

回答項目	知っていた	知らなかった	不明(無回答)	計
20歳未満	1	1	0	2
20歳代	16	3	0	19
30歳代	15	2	0	17
40歳代	34	1	0	35
50歳代	25	1	1	27
60歳代	0	0	0	0
70歳以上	0	0	0	0
不明(無回答)	0	0	0	0
計	91	8	1	100
認知度	91.0%	8.0%	1.0%	

(4)知っていた理由(複数回答)

回答項目	回答数(人)	割合(%)
広報誌	84	40.2%
町HP	33	15.8%
新聞	31	14.8%
知人	19	9.1%
その他	38	18.2%
不明(無回答)	4	1.9%
合計(延べ人数)	209	

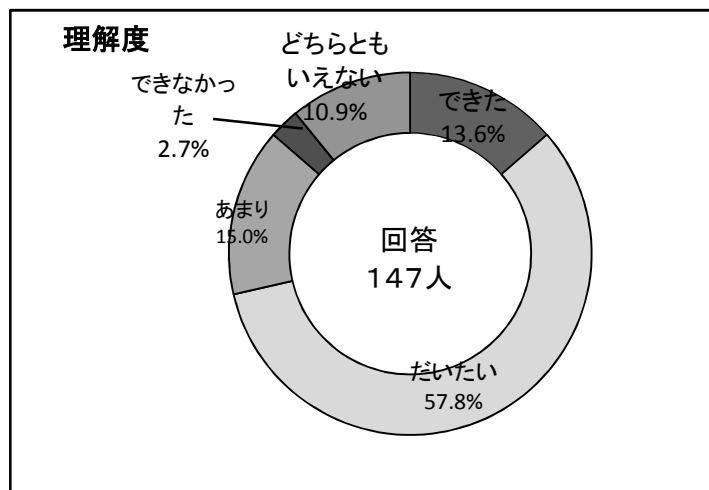
知っていた理由



3 今日の中間報告会で、自治基本条例(仮称)のことについて理解できましたか。

(1)自治基本条例(仮称)についての理解度

回答項目	回答数(人)	割合(%)
理解できた	20	13.6%
だいたい理解できた	85	57.8%
あまり理解できなかった	22	15.0%
理解できなかった	4	2.7%
どちらともいえない	16	10.9%
その他	0	0.0%
不明(無回答)	0	0.0%
合計	147	



(2)理解度(町民、職員)

回答項目	町 民							職 員						
	理解できた	だいたい理解できた	あまり理解できなかった	理解できなかった	どちらともいえない	その他	計	理解できた	だいたい理解できた	あまり理解できなかった	理解できなかった	どちらともいえない	その他	計
20歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
20歳代	0	0	0	0	0	0	0	1	11	5	0	2	0	19
30歳代	0	1	0	0	1	0	2	2	12	2	0	1	0	17
40歳代	1	3	2	0	0	0	6	5	26	0	0	4	0	35
50歳代	0	3	3	0	1	0	7	8	15	3	0	1	0	27
60歳代	2	8	3	2	4	0	19	0	0	0	0	0	0	0
70歳以上	1	5	3	1	1	0	11	0	0	0	0	0	0	0
不明(無回答)	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
計	4	21	11	4	7	0	47	16	64	11	0	9	0	100
理解度	8.5%	44.7%	23.4%	8.5%	14.9%	0.0%		16.0%	64.0%	11.0%	0.0%	9.0%	0.0%	

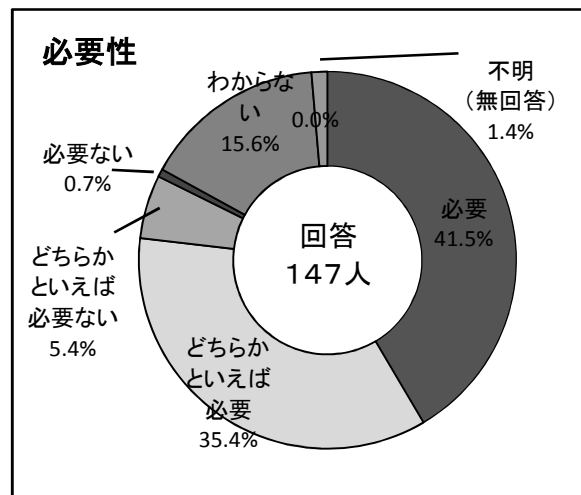
(3)理解できなかった理由(自由記述)＜原文のまま＞

- ・積極的に学ぼうとしていなかった。
- ・一度では難しく理解できなかった
- ・このような話を初めて聞いたので一度話をさらっと聞いただけでは頭に入らない。今後何度もこういう話を聞く場は必要だと思う。今日報告したから全部OKされたとは思ってほしくない。
- ・理解するのに時間が必要である
- ・説明が多すぎて理解に苦労した
- ・条文が並んでいて具体的でないからわからなかったが、質疑応答の部分はやりとりがあったので理解できた
- ・はじめて参加にて、多すぎる専門語等、質問・回答と議員さん、まだまだ聞きたかったです
- ・今年度中に仕上げようとしている内容を今日資料を初めて見たので難しい
- ・報告書をよく読んでいないから
- ・概念的には理解するが個別具体的にはどのような形になるのか分からない
- ・一方的な説明で資料を見る時間がなかった為
- ・このボリュームで理解せよ！はムリ。資料持ち帰り熟読します。
- ・むずかしかった。
- ・一度に説明、報告する範囲が広すぎるのでは？
- ・用語の理解が十分できない所があった。
- ・内容が難しかったため
- ・内容がむずかしく、根本がよくわからない。
- ・自分の勉強不足の為
- ・もう少し時間をかけて、理解しなければわからない。

4 今現在、あなたは美幌町に「自治基本条例(仮称)」は必要だと思いますか？

(1) 条例の必要性の認識

回答項目	回答数(人)	割合(%)
必要	61	41.5%
どちらかといえば必要	52	35.4%
どちらかといえば必要ない	8	5.4%
必要ない	1	0.7%
わからない	23	15.6%
その他	0	0.0%
不明(無回答)	2	1.4%
合計	147	



(2) 条例の必要性の認識(町民)

回答項目	必要である	どちらかとい え必要であ	どちらかとい え必要ない	必要ない	わからない	その他	不明(無回 答)	計
20歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
20歳代	0	0	0	0	0	0	0	0
30歳代	1	1	0	0	0	0	0	2
40歳代	3	2	0	0	1	0	0	6
50歳代	4	2	0	0	1	0	0	7
60歳代	11	5	1	0	2	0	0	19
70歳以上	4	4	0	1	1	0	1	11
不明(無回答)	1	0	0	0	1	0	0	2
計	24	14	1	1	6	0	1	47
比率	51.1%	29.8%	2.1%	2.1%	12.8%	0.0%	2.1%	

(3) 条例の必要性の認識(職員)

回答項目	必要である	どちらかとい え必要であ	どちらかとい え必要ない	必要ない	わからない	その他	不明(無回 答)	計
20歳未満	2	0	0	0	0	0	0	2
20歳代	7	6	1	0	5	0	0	19
30歳代	4	7	2	0	4	0	0	17
40歳代	10	17	2	0	6	0	0	35
50歳代	14	8	2	0	2	0	1	27
60歳代	0	0	0	0	0	0	0	0
70歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
不明(無回答)	0	0	0	0	0	0	0	0
計	37	38	7	0	17	0	1	100
比率	37.0%	38.0%	7.0%	0.0%	17.0%	0.0%	1.0%	

(4) 条例の必要性の認識(全体)

回答項目	必要である	どちらかとい え必要であ	どちらかとい え必要ない	必要ない	わからない	その他	不明(無回 答)	計
20歳未満	2	0	0	0	0	0	0	2
20歳代	7	6	1	0	5	0	0	19
30歳代	5	8	2	0	4	0	0	19
40歳代	13	19	2	0	7	0	0	41
50歳代	18	10	2	0	3	0	1	34
60歳代	11	5	1	0	2	0	0	19
70歳以上	4	4	0	1	1	0	1	11
不明(無回答)	1	0	0	0	1	0	0	2
計	61	52	8	1	23	0	2	147
比率	41.5%	35.4%	5.4%	0.7%	15.6%	0.0%	1.4%	

5 自治基本条例の理解度と必要性

(1)理解度と必要性(町民)

回答項目	必要である	どちらかとい えれば必要であ	どちらかとい えれば必要ない	必要ない	わからない	その他	不明(無回 答)	計
理解できた	4	0	0	0	0	0	0	4
だいたい理解できた	15	5	0	0	0	0	1	21
あまり理解できなかった	3	6	0	0	2	0	0	11
理解できなかった	0	0	0	1	3	0	0	4
どちらとも言えない	2	3	1	0	1	0	0	7
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
不明(無回答)	0	0	0	0	0	0	0	0
計	24	14	1	1	6	0	1	47

※理解でき、必要であると思う人は24人(51%)

(2)理解度と必要性(職員)

回答項目	必要である	どちらかとい えれば必要であ	どちらかとい えれば必要ない	必要ない	わからない	その他	不明(無回 答)	計
理解できた	12	0	2	0	1	0	1	16
だいたい理解できた	18	34	4	0	8	0	0	64
あまり理解できなかった	3	3	1	0	4	0	0	11
理解できなかった	0	0	0	0	0	0	0	0
どちらとも言えない	4	1	0	0	4	0	0	9
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
不明(無回答)	0	0	0	0	0	0	0	0
計	37	38	7	0	17	0	1	100

※理解でき、必要であると思う人は64人(64%)

(3)理解度と必要性(全体)

回答項目	必要である	どちらかとい えれば必要であ	どちらかとい えれば必要ない	必要ない	わからない	その他	不明(無回 答)	計
理解できた	16	0	2	0	1	0	1	20
だいたい理解できた	33	39	4	0	8	0	1	85
あまり理解できなかった	6	9	1	0	6	0	0	22
理解できなかった	0	0	0	1	3	0	0	4
どちらとも言えない	6	4	1	0	5	0	0	16
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
不明(無回答)	0	0	0	0	0	0	0	0
計	61	52	8	1	23	0	2	147

※理解でき、必要であると思う人は88人(59.7%)

自治基本条例(仮称)に関するご意見・ご提案・ご感想など＜原文のまま＞

(会場名: マナビティセンター)

- ・説明はよくわかった。

(会場名: コミュニティセンター)

- ・机上の言葉遊びをしている時間はない。実効ある行政を論ぜよ。現政権の茶番的仕分にかかるこの条例検討にかかる費用はいくら？地方主権と国の主権はどちら→国でしょう。
- ・他の市町村の自治基本条例は見る事ができないんですか？

(会場名: 町民会館)

- ・住民投票等について仮の事例を上げて想定設定しておいてほしい。公益通報も事例等を想定してQ&A式で示してほしい。
 - ・内容をもう少し聞きたかった
 - ・今回はじめて参加しました。よく勉強しなければ理解出来ない部分もありますが美幌町の代表の人達がきめている事なので…。少し勉強してみたいと思いました。
 - ・今まで条例を作ってきた人達は内容がわかっているかもしれないが町民のほとんどはこの報告会にも来ない人が多勢いると思うのでもっとわかりやすく何度も話をする場が必要だと思う
 - ・住民、主にお年寄り等にわかりやすい形をお願い致します
 - ・参加して良かったです。自分の事と思ってませんでした住民の一人でした
 - ・住民投票条例を制定する際にその素案に対して住民の意見を聞く必要があると思います
 - ・今日帰ってから読んで例えば何か感じた事があっても反映される場が無いのではと思った。中間でこのようなことがあったのか知らなかっただけなのではないでしょうか。
 - ・町民がもっと関心をもてる様に身近なものになる様な声かけ等PRに心がけてほしいものです
 - ・委員の中に議員5名いるが、条例審議の結果、修正、又は否決などがあり得るものか？
 - ・住民投票の結果→尊重
- 住民投票は究極の手段として行使するよう徹底してほしい。安易に行使することのないようにしてほしい
- ・解らない、感想…屋上屋(条例がなかったらどうなる。)→首長のリーダーシップに期待
 - ・長期にわたり審議ご苦労様です。

1) 公益通報等、色々な項目で、必要事項は別に定めるとありますが、施行日から一年以内等期限を定めて策定する等を約束すべきです。

2) コミュニティの関連で、転出入の住民登録の際に自治会への参加を求める事、又参加を希望しない方には、緊急防災の観点から、自治会長には転入の連絡をすることを認めてもらうことを明記する様にすべきである。

- ・よく読んでより理解したい
- ・町民がこれまで以上に町政に積極的に関わられる機会が持てるということでも良いことだと思うので、是非広く町民に周知できるように考えていただきたい。
- ・住民への理解が深まる様ご尽力頂きたいです。
- ・多くの町民がもっと知る必要があると思います。

・この度、美幌町自治基本条例の中間報告会を聞きに参りましたが、条例の趣旨・内容等だいたい理解・納得しました。大変立派なもので、策定に携わっている方々のご苦勞に深く感銘しました。地方分権の時代に入り、我々地域住民としてこれから、当然参加・協力行動していかなければならない事項が盛り込まれていると思います。

せっかくの説明会に参加されている町民があまりにも少ない様で驚きました。

将来我々、町民・地域住民に関する大切な事業になるとおもいます。全自治会に働きかけ、まずは、自治会長・役員に説明・周知してもらう事から進めていただいたら如何なものでしょうか？

すでに他市町村で取り組みを実施しているとも、お聞きしましたので具体的な事例・そして反響も含めて説明・報告会で、発表取り入れたら如何でしょうか？理解度が深まると思います。

少子・高齢化に急速に進んでいるなかで、いろんな問題・課題が自治会の中でも目白押しで、町・行政と一体と成って、一つひとつ取り組み解決していかなければ成らない時代に来ていると思います。この条例がスムーズに町民に理解・納得をいただき成功することを、祈っています。

(しゃきっとプラザ)

・「町民」の各条文における位置に違和感を覚えます。コミュニティ＝町民の助け合い＝あいまいさ様々な団体＝NPOやその他活動団体は含まれない？同じ領域があるならばまとめて整理できないでしょうか？

議会及び行政への信託(基本原則より)「住民」以外の町民はどのような形で「信託」を行う意思を表明できるのか。

以上細かな点であります但し本条例を遵守するために明確になればと思います。よろしくお願い申し上げます。

・4年間ご苦勞様でした。美幌町の条例の特徴を知らせて欲しかった。

・町民との話をもっと深くした方が良いと思います。個人的に中身が理解できないので町民の方はもっとわからないのでは？

・第3章で町民参加を基本としている自治基本条例の策定に、あまりにも町民の参加が少ないと思われる。(浸透していない)もっと町民自体が自治基本条例の必要さを認識してから自治基本条例を策定しなければ本当の意味がないのではないかと思います。策定の前になぜ今、自治基本条例が必要なのかを広く町民に知らせたうえで、それでやはり必要だと声が挙がってからの策定でもよくはないだろうか…

・勉強不足で知らない事が多くあったので、これから勉強していきます。

・条例制定(後)の町民等への十分な理解が得られるようなアクションが必要か？

・具体的な町民会議の事例や他町村の状況も含め説明されるとより理解が深められると思う。

・委員の方々、大変お疲れ様です。もう少しですので頑張ってください

1 条例案にある「別に条例で定める」について

「別に条例で定める」とあるのは、いつまでに、どこの担当が制定するのか。また、どこの担当がするにしても、その条例を町民会議にかけるのか。

2 住民投票について

① 住民投票の結果は尊重するとあるが、それはあくまでも間接民主制を補完するものとある。しかし、実際には政策決定に強制力がないので、住民投票後、その結果と異なる政策決定を行い問題となるケースも考えられる。最終手段として実施された投票結果と違う政策決定には、この条例でそのようなことを抑制する内容を規定しなくても良いのか。町民には何のための住民投票なのか目的がぼやけてしまうのではないのか。

② 住民投票の成立要件を設けないようだが、この条例案では「町政に関する重要な事項」について住民の意思を確認するためとある。町政に関する重要な事項を確認するのに、一定の投票率を設けなければ住民の意思を確認したこととなるだろうか。条例案の中で町民の参加を基本としているはずなのに、投票しないある一定数の町民がいてもそれは仕方がないではつじつまが合わないのではないだろうか。

また、ある一定以下の投票率の場合は開票もしないなども規定すべきである。

③ 投票できる者は年齢満18歳以上の住民としているが、これは憲法改正国民投票法の規定の考えを準用したとある。選挙では20歳以上である。その理由は20歳未満では十分な判断能力を有するに至らないとされているからで、「町政に関する重要な事項」を十分な判断能力を有しない20歳未満の者に「町政に関する重要な事項」の賛成・反対の意見を求めるということはいかがなものか。

また、当時の憲法改正国民投票法制定に当たり、投票年齢が大きくクローズアップされた。それは選挙権年齢と成人年齢との問題。最終的に落ち着いたのは、憲法改正国民投票法の附則に規定した、法の施行までの間に18歳以上20歳未満の者に選挙権を与えられるよう関係法令を改正することとし、それが出来るまでの間は「満20歳以上とする」とされた。世界的には満18歳以上が標準とされているが、例えば日本では成人の年齢を満18歳以上とする民法の改正が全く進んでなく、その他の関係法令も同様な状態。今回の住民投票も同様な規定を設け、国の憲法改正国民投票法に合わせるべきである。つまり、憲法改正国民投票法は、国会で審議不十分のまま強行採決されて成立したことも考慮する必要がある。

④ 今後、住民投票の実施に関する手続やその他必要な事項は、別に条例で規定とある。対象者を把握する上での条件などは、新しいシステムの構築費用や担当者の手間暇を考慮し、現行の公職選挙法に準じて規定した方がいいのでは。

3 行政の責務、職員の責務及び行政運営について

この条例案にある「行政の責務」「職員の責務」「行政運営」については、ある程度もつともなものであるが、あまりにもこのルールを厳守することにより、今までより特定の職員の業務量が増えても問題である。事務及び事業の効果的・効率的な執行は当たり前だが、現行職員数の中で対応するしかない現状では、過度な業務量増は避けるべきだと思う。どちらかと言うと精神論を重視し、身の丈にあった行政を目指すべきでは。